

令和4年度 第4回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日時

令和4年8月26日(金) 午前10時00分～10時30分

2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、丸山
労働者代表委員	鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	甲斐、河野、酒匂、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

ただ今から、第4回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、松岡会長、公益委員の三島委員、労働者側代表委員の今村委員の3名が欠席となっております。12名の出席となっております。最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

最初に本日の議事録の確認は田中委員と酒匂委員にお願いします。

本日は、松岡会長が欠席ですので、橋口会長代理に進行をお願いいたします。

【橋口会長代理】

本日の議事に関しましては、会次第のとおり3つの議題に係る審議を予定しておりますが、「異議申出の審議」については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項ただし書き「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されることから、非公開とします。

では、まず議題1の「異議申出に関する審議について」審議を行いたいと思います。

異議の申出があったということですので、局長より諮問を受けたいと思います。

(局長から会長代理に諮問文を手交)

ただいま、異議申出の審議に関する諮問をいただきました。

異議申出の諮問文の写しを配付しますので、確認をお願いします。

(事務局が諮問文の写しを配付)

それでは、異議申出に対する審議に入りたいと思います。

追加資料で異議申出書の写しが添付されておりますので、事務局から異議申出にかかる経緯等の説明をお願いします。

【賃金室長】

8月10日に審議会からいただきました宮崎県最低賃金決定にかかる答申につきまして、法令に基づき8月10日に公示し、ホームページにも掲載しました。机上配付させていただきましたとおり、8月23日付けで宮崎県労働組合総連合(県労連)から異議の申出があり、昨日25日に郵便で受理しました。

この異議申出について、審議をお願いするため、先ほど、局長から諮問をさせていただいたところ です。

異議申出(写し)は、追加資料のとおりです。各委員の皆様へは昨日8月25日にメールで送付しております。

その他の労使団体からは、意見は出ておりません。事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長代理】

メールで送付をいただきましたが、改めまして、皆さんご確認いただきましたでしょうか。この異議申出の件について、何かご意見はありませんか。

(意見等なし)

本件異議申出の取扱いについて、お諮りします。

8月10日付けの「宮崎県最低賃金の改正決定についての答申」は、当審議会において十分調査審議を尽くしたものであり、今回申出のあった異議は労働者の立場からの申出でありましたが、棄却することと致したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議なしということで、異議申出に対する答申(案)を取りまとめたいと思います。事務局が答申(案)を作成しますので、しばらくお待ちください。

(事務局退席、答申(案)を作成・配付)

ただいま事務局から異議申出についての答申(案)が配付されましたので、事務局は朗読をお願いします。

(異議申出についての答申案朗読)

ただ今の異議申出についての答申(案)について、何かご意見はありませんか。

(意見なし)

【橋口会長代理】

先ほど一言と思ったんですが、棄却で決定しましたけれども、今回の申出書の内容的には、当初の審議前の意見、県労連からの意見、それに同じような内容であったと思います。それと最後に出ている助成金の拡充とかの要求については、我々付帯決議の中で、きちんと入れ込んでおる

ということもありますので、そういうことを踏まえた判断ということではないのかなと思っております。ちょっと補足になります。

それでは、ご意見がないようですので、ご承認いただけたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

この異議申出についての答申案は、ただいま全会一致で採択されましたので、局長に答申したいと思えます。

(会長代理から局長に異議申出についての答申文を手交)

では、本年度の宮崎県最低賃金の発効日について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

地域別最低賃金は、本日、厚生労働省経由で官報公示の手続をおこない、9月6日火曜日に官報掲載される予定です。

そこから30日経過した10月6日木曜日が発効日となります。

なお、8月23日火曜日までに令和4年度における全国すべての答申が出そろいました。配布資料13ページに厚生労働省のプレスリリース資料を添付しておりますので、令和4年度地方最低賃金審議会の答申のポイントをお伝えいたします。

下の方の囲みでございます。47都道府県で30円から33円の引上げ、引上げの目安については、ABランクが31円、CDランクが30円だったところ。引上げ額30円は11県、31円は20都道府県、32円、本県と同じは11県、33円は5県となっております。改定額の全国加重平均額は961円、昨年度930円でした。全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となっております。最高額、東京の1,072円に対する最低額、本県を含み10県になっておりますけれども、853円の比率は79.6%、昨年度は78.8%でした。この比率は8年連続の改善となっております。

以上でございます。

【橋口会長代理】

続きまして、議題2の「検討小委員会報告について」の審議に入りたいと思えます。

まず、はじめに、産業別最低賃金検討小委員会で、産業別最低賃金の改正の必要性の有無について結論が出されております。検討小委員会の座長をお務めいただいた三島委員が本日欠席ですので、引き続きで恐縮ですが、座長代理の私から報告いたします。

配付資料の9ページから12ページまでが報告文の写しですので、確認いただきながら、お聞きいただければと思えます。

検討小委員会は今月17日、19日の2回にわたって開催し、労使委員、それぞれによる率直な、また真摯な意見が交わされたところでございます。厳しい議論もありましたけれども、その上での結論としましては、報告文にありますとおり、今年度は自動車新車小売については、「金額改正の必要性あり」ということで合意したところでございます。

一方で、肉・乳製品製造業、電気機械器具等製造業、各種商品小売業の最低賃金につきましては、議論の末に「必要性はない」との結論になりました。結論をとりまとめるに当たって、検討小委員会各委員にご協力いただきましたこと、感謝申し上げます。

以上、検討小委員会の報告といたします。

それでは、この会の会長代理の立場に戻ります。ただいまの検討小委員会報告について、何かご発言ご質問はありますでしょうか。

(発言等なし)

特にご発言がないようでしたら、この検討小委員会報告をもとに、当審議会として、改正の必要性についての答申を取りまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

では、事務局は答申案の作成をお願いします。

(事務局退席、答申案作成・配付)

【橋口会長代理】

それでは、事務局から、答申案の朗読をお願いします。

(事務局 答申案朗読)

ただいまの答申案につきまして何かご意見はございませんでしょうか。
ご意見がないようでしたら、この内容でご承認いただいたとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

この改正の必要性についての答申案は全会一致で採択されましたので、局長に答申したいと思います。

(会長代理から答申文を局長に手交)

それでは、次の議題3の「特定(産業別)最低賃金の改正について」の審議に入りたいと思います。

さきほど、局長に「改正の必要性について答申」しましたので、金額改正の諮問をいただくこととなります。

事務局は、諮問文と写しを準備し、各委員へ配付をお願いします。

(事務局退席、諮問文と写しを作成、配付)

【橋口会長代理】

それでは、局長から諮問をお受けしたいと思います。

(局長から会長代理へ諮問文を手交)

ただいま金額改正決定の諮問がございました。

諮問の内容は、事務局から配付された諮問文写しのとおりでございますので、ご確認をお願いします。

それでは、特定(産業別)最低賃金の金額改正につきましては、専門部会を設置し、審議をお願いすることとしたいと思います。

また、添付資料の7ページにございますが、審議会令第6条第5項の適用については、特定最賃専門部会についても適用されることを第2回審議会です承りいただいております。

したがって、専門部会で改正金額が全会一致となった場合には、本審答申と同一効果を有し、本審を省略できることをご確認いただきたいと思います。

それでは審議会終了に当たり局長からご挨拶をいただきたいと思います。

【局長】

本日は、ご多忙の中、第4回宮崎地方最低賃金審議会にご出席いただき、また、ご審議を賜りましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

さて、8月10日に開催いたしました令和4年度宮崎地方最低賃金審議会答申における付帯決議についてでございますが、私の権限を超えるものもございましたことから、8月18日付けで厚生労働大臣に上申いたしました。

また、新たな支援策の創設などを踏まえまして、宮崎県知事に対しまして8月18日付けで要請書を提出いたしましたことをご報告いたします。

さらに新たなご報告がございます。7月に宮崎市から「宮崎成長戦略会議の提言等について」と題した依頼がございました。この依頼とは、宮崎市で市の成長戦略、市の経済成長を戦略的に推進するため、宮崎成長戦略会議の実施を予定しておりまして、この会議に向けた提案や意見交換等をしてほしいということがございました。これを受けまして、今週の23日にWeb形式でございますが、清山市長はじめ副市長、各部長等に対しまして、宮崎労働局から3つの提案について、直接ご提案をさせていただいたのですが、そのうちの1つが業務改善助成金についてでございます。業務改善助成金の提案について簡単に申し上げますと、2点ございまして、まず1点目が業務改善助成金の支給対象となったところへの宮崎市独自の奨励金を支給してほしいという制度でございます。もう1点が、事業場内最低賃金が、これ10月以降で申し上げますと、853円足す30円の合計が883円を超える、すなわち業務改善助成金の支給対象とならない中小企業・小規模事業場に対しましても業務改善助成金と同様な宮崎市独自の助成金制度を創設してほしいということをご提案させていただきました。この件に対しまして、直接清山市長からご質問をいただくなど、少なくとも関心を持っていただけたように私どもは受け止めました。

このように、宮崎労働局といたしましては、特に最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者の方々に対しまして、県や市町村等の関係機関、関係団体と連携させていただきまして、業務改善助成金をはじめとした各種支援策の周知、広報、活用促進の積極的な取り組みに引き続き努めてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれまし

ても、引き続き各種支援策の周知等につきまして、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、宮崎県最低賃金の改正についてでございますが、遅滞なく、また確実に必要な手続きを行いまして、法定の発効に向けて進めさせていただきたいと考えております。

改正された宮崎県最低賃金につきましては、宮崎労働局をあげて金額の周知に万全を期する所存でございます。

金額の周知等に関しましても、ご理解、ご協力を賜りますよう、併せてよろしくお願い申し上げます。

また、本日は「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきまして、自動車（新車）小売業を「必要性あり」という答申を頂きましたが、この答申をいただくまでに当たっては、大変なご苦勞をおかけしたと聞いております。本当に心より感謝申し上げたいと思います。そのあと、先ほど私の方から最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきました。今後、専門部会におきまして、具体的な金額のご審議をお願いすることになります。ご承知のとおり、自動車新車小売業につきましては、原材料の高騰はもとより、半導体不足の影響によります新車の納車遅延、またそれに伴いまして中古車の不足等の様々な厳しい状況が続いていると聞いております。このような状況の中で、ご審議にあたっては大変なご苦勞をおかけすることとなりますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、ご承知のとおり新型コロナの新規感染者数、大変な高止まりの状況が続いているところでございます。また、今年は残暑が厳しいという予報も出ておりますので、どうかご自愛いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

【橋口会長代理】

ありがとうございます。

これを受けて付帯決議等、我々が審議して決定した中身について、速やかにご対応いただいていることを承りました。感謝申し上げます。

それでは、これで第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

本日の議事に関しましては、議事録の全部を公開することとします。

議事録の確認は、冒頭の事務局の説明のとおり、田中委員と酒匂委員にお願いします。

それでは、第4回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。

お疲れさまでした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
